

資料編



○ 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)	科 目	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	平成26年度 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	5,647	3,937	貯金	1,701,560	1,760,751
預け金	1,051,422	1,115,847	当座貯金	44,265	65,731
系統預け金	1,051,033	1,115,365	普通貯金	10,954	11,671
系統外預け金	389	481	通知貯金	—	—
金銭の信託	2,464	2,510	別段貯金	2,386	2,076
有価証券	532,042	548,068	定期貯金	1,643,953	1,681,272
国債	332,134	359,814	譲渡性貯金	2,413	6,225
地方債	34,677	28,530	借入金	30,004	30,004
政府保証債	2,031	2,007	代理業務勘定	4	1
金融債	37,232	25,102	その他負債	2,435	2,123
社債	100,269	81,630	未払費用	311	315
外国証券	5,035	5,062	その他の負債	2,124	1,808
株式	8,595	10,074	引当金	5,806	6,104
受益証券	12,065	35,846	相互援助積立金	4,382	4,866
貸出金	182,680	179,514	賞与引当金	63	61
手形貸付	422	172	退職給付引当金	1,295	1,147
証書貸付	130,725	130,409	役員退職慰労引当金	64	28
当座貸越	11,299	12,001	繰延税金負債	6,021	8,480
金融機関貸付	40,232	36,931	債務保証	1,129	1,042
その他資産	2,696	2,489	負債の部合計	1,749,375	1,814,734
未収収益	1,454	1,353	(純資産の部)		
その他の資産	1,242	1,136	出資金	25,093	32,382
有形固定資産	1,314	1,269	(うち後配出資金)	(—)	(7,288)
建物	828	796	回転出資金	6,738	—
土地	427	427	再評価積立金	15	15
リース資産	14	7	利益剰余金	54,576	57,958
その他の有形固定資産	44	37	利益準備金	23,944	24,985
無形固定資産	2	2	その他利益剰余金	30,632	32,973
ソフトウェア	0	0	経営基盤安定化積立金	2,500	2,500
その他の無形固定資産	2	2	特別積立金	19,638	20,939
外部出資	74,763	74,763	当期末処分剰余金	8,493	9,534
系統出資	71,898	71,898	(うち当期剰余金)	(5,201)	(5,510)
系統外出資	944	944	会員資本合計	86,423	90,356
子会社等出資	1,920	1,920	その他有価証券評価差額金	17,203	23,284
繰延税金資産	—	—	評価・換算差額等合計	17,203	23,284
債務保証見返	1,129	1,042	純資産の部合計	103,626	113,640
貸倒引当金	△ 1,162	△ 1,071	負債及び純資産の部合計	1,853,002	1,928,375
資産の部合計	1,853,002	1,928,375			

○ 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成25年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	平成26年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
経 常 取 益	19,244	19,671
資 金 運 用 取 益	17,064	17,445
(うち貸出金利息)	(2,999)	(2,863)
(うち預け金利息)	(7,201)	(7,937)
(うち有価証券利息配当金)	(6,846)	(6,630)
役 務 取 引 等 取 益	450	444
そ の 他 事 業 取 益	788	663
そ の 他 経 常 取 益	942	1,118
経 常 費 用	12,974	12,839
資 金 調 達 費 用	8,870	9,174
(うち貯金利息)	(8,414)	(8,717)
(うち借入金利息)	(450)	(450)
役 務 取 引 等 費 用	296	295
そ の 他 事 業 費 用	124	0
経 常 費 用	2,982	2,884
そ の 他 経 常 費 用	699	484
経 常 利 益	6,270	6,832
特 別 利 益	-	-
特 別 損 失	1	1
税 引 前 当 期 利 益	6,269	6,831
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,209	1,288
法 人 税 等 調 整 額	△ 142	32
法 人 税 等 合 計	1,067	1,320
当 期 剩 余 金	5,201	5,510
当 期 首 繰 越 剩 余 金	3,292	4,023
当 期 未 処 分 剩 余 金	8,493	9,534

- 注) 1. 「うち預け金利息」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
2. 「うち貯金利息」には、譲渡性貯金利息および支払奨励金が含まれています。

○ 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	平成25年度	平成26年度
1 当 期 未 処 分 剩 余 金	8,493	9,534
2 剩 余 金 処 分 額	4,469	5,243
(1) 利 益 準 備 金	1,041	1,103
(2) 任 意 積 立 金	1,301	1,654
特 別 積 立 金	1,301	1,654
(3) 出 資 配 当 金	501	507
普通出資に対する配当金	501	501
後配出資に対する配当金	-	6
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,626	1,978
3 次 期 繰 越 剩 余 金	4,023	4,290

- 注) 1. 普通出資に対する配当率は、年2.00%、後配出資に対する配当率は年1.00%です。
2. 事業分量配当金の分配基準は、会員の事業の利用分量に対する配当金の対象となる定期貯金の平均残高（中途解約、貯金担保手形貸付および当座貸越の平均残高を控除する）に対し、次のとおりです。
平成25年度 0.100%
平成26年度 ①特別配当金 0.100%
②特別措置としての特別配当金 0.019%

I 経 営
II 事 業
III 組 織

IV 資 料 編

○ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	平成25年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	平成26年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	6,269	6,831
減価償却費	64	61
貸倒引当金の増加額(減少:△)	△ 38	△ 91
退職給付引当金の増加額(減少:△)	△ 60	△ 147
その他の引当金・積立金の増加額	487	445
資金運用収益	△ 17,064	△ 17,445
資金調達費用	8,870	9,174
有価証券関係損益(△)	△ 75	△ 340
金銭の信託の運用損益(△)	△ 280	△ 316
固定資産処分損益(△)	0	0
貸出金の純増(△)減	514	3,165
預け金の純増(△)減	△ 55,000	△ 56,000
貯金の純増減(△)	48,037	63,003
事業分量配当金の支払額	△ 1,562	△ 1,626
その他	102	△ 259
資金運用による収入	17,553	17,909
資金調達による支出	△ 9,091	△ 9,164
小計	△ 1,272	15,201
法人税等の支払額	△ 1,488	△ 1,294
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,760	13,906
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 49,017	△ 76,914
有価証券の売却による収入	26,906	10,730
有価証券の償還による収入	46,341	58,959
固定資産の取得による支出	△ 22	△ 16
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,207	△ 7,240
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	-	7,288
出資の払戻しによる支出	0	-
出資配当金の支払額	△ 501	△ 501
回転出資金の受入による収入	1,562	1,626
回転出資金の払戻しによる支出	△ 1,285	△ 8,364
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 225	48
4 現金および現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金および現金同等物の増加額	21,221	6,714
6 現金および現金同等物の期首残高	56,845	78,066
7 現金および現金同等物の期末残高	78,066	84,780

注) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

注記表(平成25年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式……原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - および関連法人等株式
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法(売却原価は移動平均法により算定)なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
 - 建 物：定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は3年~50年です。
 - 建物以外：定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は3年~20年です。
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち当会利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 相互援助積立金は、福岡県JAバンク支援制度要領に基づく積立金です。
 - なお、相互援助積立金繰入額は、当該要領および貯金奨励金要項に基づいて、JAへの奨励水準引下適用額292百万円と当会拠出額183百万円の合計額を計上しています。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権(要管理先債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は、税法繰入限度額を採用)を計上しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。また、破綻懸念先に対する債権のうち元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しています。
- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,057百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産としてOAサーバー、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	6百万円	15百万円	21百万円
- (3) 為替決済等の取引の担保として預け金44,000百万円を差入れています。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は、5百万円です。

○ 注記表 (平成25年度)

- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額は26百万円、延滞債権額は1,289百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は67百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,383百万円です。なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。
これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しています。
なお、残高はありません。
- (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、74,685百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金31,612百万円が含まれています。
- (12) 借入金の30,004百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

3 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 20百万円 |
| うち事業取引高 | 20百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 185百万円 |
| うち事業取引高 | 185百万円 |

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、福岡県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
- JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容およびそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
- 当年度末における貸出金のうち、8.7%は不動産・建設業に対するものであり、当該不動産・建設業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。
- これらは、それぞれの発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
- 借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付劣後特約付借入金です。
- 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適確旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会は、リスク管理の基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理（内部格付）、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。
- これらの与信管理は、融資営業部のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。
- さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会においては、保有期間1年、最低5年以上の観測期間で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値による「商品別金利リスク・GPS方式」により金利の変動リスクを管理しています。

「銀行勘定金利リスク計測基準」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、四半期ごとにリスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

また、日常的にはリスク管理部において、金融資産および負債の金利リスクや価格変動リスクについて網羅的にとらえ、「リスク関連打合せ（月次開催）」ならびに「リスクマネジメント委員会（四半期毎開催）」に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

これらの情報は、リスク管理部を通じ、理事会およびリスクマネジメント委員会において定期的に報告されています。

(c) 市場リスクにかかる定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.30%上昇したものと想定した場合には、経済価値が8,596百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、県内系統資金動向を把握のうえ、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金	5,647	5,647	—
預け金	1,051,422	1,050,301	△ 1,121
金銭の信託			
その他目的	2,464	2,464	—
有価証券			
満期保有目的の債券	1,000	996	△ 3
その他有価証券	531,042	531,042	—
貸出金	182,680		
貸倒引当金	△ 1,160		
貸倒引当金控除後	181,519	183,536	2,017
資産計	1,773,097	1,773,989	892
貯 金	1,703,973	1,702,254	△ 1,719
借入金	30,004	30,004	—
負債計	1,733,977	1,732,258	△ 1,719

注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金2,413百万円を含めています。

注記表 (平成25年度)

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 74,763百万円

合 計 74,763百万円

注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	1,051,422百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券	49,461百万円	51,234百万円	34,991百万円	24,138百万円	23,495百万円	316,695百万円
満期保有目的の債券	-百万円	1,000百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	49,461百万円	50,234百万円	34,991百万円	24,138百万円	23,495百万円	316,695百万円
貸出金	29,015百万円	20,919百万円	8,239百万円	22,879百万円	9,379百万円	91,854百万円
合 計	1,129,899百万円	72,154百万円	43,231百万円	47,017百万円	32,874百万円	408,549百万円

注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）5,884百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金31,612百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等391百万円については償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	1,701,478百万円	62百万円	9百万円	-百万円	10百万円	-百万円
譲渡性貯金	2,413百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
借入金	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	30,004百万円
合 計	1,703,891百万円	62百万円	9百万円	-百万円	10百万円	30,004百万円

注) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表	社債	1,000百万円	996百万円	△3百万円
計上額を超えないもの	小計	1,000百万円	996百万円	△3百万円
合計		1,000百万円	996百万円	△3百万円

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株式	5,237百万円	8,534百万円	3,296百万円
	債券	492,264百万円	512,317百万円	20,053百万円
	国債	317,106百万円	332,134百万円	15,028百万円
	地方債	33,706百万円	34,677百万円	971百万円
	政府保証債	1,996百万円	2,031百万円	35百万円
	金融債	37,000百万円	37,232百万円	232百万円
	社債	90,531百万円	93,081百万円	2,550百万円
	外国証券	2,000百万円	2,105百万円	105百万円
	受益証券	9,923百万円	11,053百万円	1,129百万円
	小計	497,501百万円	520,851百万円	23,349百万円
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	株式	69百万円	61百万円	△8百万円
	債券	10,255百万円	10,130百万円	△125百万円
	社債	6,232百万円	6,187百万円	△44百万円
	外国証券	3,000百万円	2,930百万円	△69百万円
	受益証券	1,023百万円	1,011百万円	△11百万円
	小計	10,324百万円	10,191百万円	△133百万円
合計		507,826百万円	531,042百万円	23,215百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債6,348百万円を差し引いた金額16,867百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当年度における減損処理額は、ありません。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	3,264百万円	306百万円	72百万円
債券	14,102百万円	157百万円	-百万円
その他	5,896百万円	255百万円	150百万円
合計	23,263百万円	720百万円	223百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,464百万円	2,000百万円	464百万円	464百万円	-百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債128百万円を差し引いた金額336百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

注記表 (平成25年度)

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けています。

退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、退職給付の一部にあてるため一般財団法人福岡県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,356百万円
退職給付費用	83百万円
退職給付の支払額	△ 106百万円
制度への拠出額	△ 38百万円

期末における退職給付引当金 1,295百万円

b 退職給付債務および貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	△ 1,843百万円
退職金共済制度	548百万円
退職給付引当金	△ 1,295百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 83百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、19百万円となっています。

また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、290百万円です。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	148百万円
賞与引当金超過額	17百万円
退職給付引当金超過額	357百万円
相互援助積立金超過額	1,210百万円
有価証券有税償却額	73百万円
未払事業税	69百万円
その他	39百万円
繰延税金資産 小計	1,915百万円
評価性引当額	△ 1,459百万円
繰延税金資産 合計(A)	456百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 6,476百万円
その他	△ 1百万円
繰延税金負債 合計(B)	△ 6,477百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 6,021百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.1%
事業分量配当金	△ 7.6%
住民税均等割等	0.1%
評価性引当額の増減	△ 4.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.0%

(3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。

これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.40%から27.61%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が7百万円減少し、法人税等調整額が7百万円増加しています。

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

なお、「現金」および「預け金」の期末残高の内訳は、次のとおりです。

現金および預け金勘定	1,057,070百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 979,004百万円
現金および現金同等物	78,066百万円

注記表(平成26年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資決定の株式を含む)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに、次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式……原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - および関連法人等株式
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法(売却原価は移動平均法により算定)なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法により行っており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
 - 建 物：定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は3年~50年です。
 - 建物以外：定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は3年~20年です。
- (5) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち当会利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (7) 相互援助積立金は、福岡県JAバンク支援制度要領に基づく積立金です。
なお、相互援助積立金繰入額は、当該要領および貯金奨励金要項に基づいて、JAへの奨励水準引下適用額298百万円と当会拠出額185百万円の合計額を計上しています。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権および要注意先債権(要管理先債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は、税法繰入限度額を採用)を計上しています。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。また、破綻懸念先に対する債権のうち元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,100百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産としてOAサーバー、車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
オペレーティング・リース	6百万円	14百万円	20百万円
- (3) 為替決済等の取引の担保として預け金等44,001百万円を差入れています。
- (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は、5百万円です。

○注記表(平成26年度)

- (5) 貸出金のうち、破綻先債権額は26百万円、延滞債権額は1,117百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は1,143百万円です。なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。
これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しています。
なお、残高はありません。
- (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、76,300百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金31,612百万円が含まれています。
- (12) 借入金の30,004百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

3 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 18百万円 |
| うち事業取引高 | 18百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 214百万円 |
| うち事業取引高 | 214百万円 |

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当会は、福岡県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(および個人)に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
当年度末における貸出金のうち、7.8%は不動産・建設業に対するものであり、当該不動産・建設業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。
また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。
これらは、それぞれの発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
借入金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付劣後特約付借入金です。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適確旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
当会は、リスク管理の基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理(内部格付)、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。
これらの与信管理は、融資営業部のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。
さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会においては、保有期間1年、最低5年以上の観測期間で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値による「商品別金利リスク・GPS方式」により金利の変動リスクを管理しています。

「銀行勘定金利リスク計測基準」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、四半期ごとにリスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

また、日常的にはリスク管理部において、金融資産および負債の金利リスクや価格変動リスクについて網羅的にとらえ、「リスク関連打合せ（月次開催）」ならびに「リスクマネジメント委員会（四半期毎開催）」に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務部で保有している外部出資の多くは、系統出資であり、出資先の財務状況などを定期的にモニタリングしています。

これらの情報は、リスク管理部が、理事会およびリスクマネジメント委員会において定期的に報告しています。

(d) 市場リスクにかかる定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が16,091百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、県内系統資金動向を把握のうえ、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,115,847	1,115,046	△ 800
金銭の信託			
その他目的	2,510	2,510	—
有価証券			
満期保有目的の債券	1,000	995	△ 4
その他有価証券	547,068	547,068	—
貸出金	179,514		
貸倒引当金	△ 1,069		
貸倒引当金控除後	178,445	180,813	2,367
資産計	1,844,872	1,846,435	1,562
貯 金	1,766,977	1,765,718	△ 1,259
借入金	30,004	30,004	—
負債計	1,796,981	1,795,722	△ 1,259

注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金6,225百万円を含めています。

注記表(平成26年度)

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 74,763百万円

合 計 74,763百万円

注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	1,115,847百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
有価証券	52,281百万円	34,968百万円	24,492百万円	21,995百万円	42,904百万円	333,831百万円
満期保有目的の債券	1,000百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	51,281百万円	34,968百万円	24,492百万円	21,995百万円	42,904百万円	333,831百万円
貸出金	34,069百万円	9,054百万円	23,734百万円	10,486百万円	8,336百万円	93,498百万円
合 計	1,202,197百万円	44,023百万円	48,227百万円	32,482百万円	51,240百万円	427,330百万円

注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)5,552百万円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない劣後特約付貸出金31,612百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等335百万円については償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	1,760,546百万円	161百万円	33百万円	10百万円	-百万円	-百万円
譲渡性貯金	6,225百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円
借入金	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	-百万円	30,004百万円
合 計	1,766,772百万円	161百万円	33百万円	10百万円	-百万円	30,004百万円

注) 貯金のうち、要求払貯金については、「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表	社 債	1,000百万円	995百万円	△ 4百万円
計上額を超えないもの	小 計	1,000百万円	995百万円	△ 4百万円
合 計		1,000百万円	995百万円	△ 4百万円

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,000百万円	10,074百万円	5,074百万円
	債 券	481,776百万円	508,617百万円	26,840百万円
	国 債	327,577百万円	345,609百万円	18,032百万円
	地 方 債	27,589百万円	28,530百万円	940百万円
	政府保証債	1,999百万円	2,007百万円	7百万円
	金 融 債	25,000百万円	25,102百万円	102百万円
	社 債	69,691百万円	72,369百万円	2,678百万円
	外国証券	2,000百万円	2,123百万円	123百万円
	受益証券	27,919百万円	32,874百万円	4,955百万円
	小 計	486,776百万円	518,691百万円	31,914百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	28,614百万円	28,376百万円	△ 237百万円
	国 債	14,278百万円	14,205百万円	△ 73百万円
	社 債	8,312百万円	8,260百万円	△ 51百万円
	外国証券	3,000百万円	2,938百万円	△ 61百万円
	受益証券	3,023百万円	2,972百万円	△ 51百万円
	小 計	28,614百万円	28,376百万円	△ 237百万円
合 計		515,391百万円	547,068百万円	31,676百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債8,761百万円を差し引いた金額22,915百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しています。

当年度における減損処理額は、ありません。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,380百万円	503百万円	-百万円
債 券	4,089百万円	93百万円	-百万円
その他	1,391百万円	147百万円	-百万円
合 計	6,860百万円	744百万円	-百万円

6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区別の内訳は次のとおりです。

① その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	2,510百万円	2,000百万円	510百万円	510百万円	-百万円

注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債141百万円を差し引いた金額369百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

注記表 (平成26年度)

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けています。

退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、退職給付の一部にあてるため一般財団法人福岡県農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,295百万円
退職給付費用	38百万円
退職給付の支払額	△ 149百万円
制度への拠出額	△ 36百万円

期末における退職給付引当金 1,147百万円

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整額

退職給付債務	△ 1,633百万円
退職共済制度	486百万円
退職給付引当金	△ 1,147百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 38百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、18百万円となっています。

また、存続組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、266百万円です。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	126百万円
賞与引当金超過額	17百万円
退職給付引当金超過額	317百万円
相互援助積立金超過額	1,346百万円
未払事業税	78百万円
その他	28百万円
繰延税金資産 小計	1,913百万円
評価性引当額	△ 1,490百万円
繰延税金資産 合計(A)	423百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 8,903百万円
その他	△ 1百万円
繰延税金負債 合計(B)	△ 8,904百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 8,480百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.1%
事業分量配当金	△ 8.0%
住民税均等割等	0.1%
評価性引当額の増減	0.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.3%

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

なお、「現金」および「預け金」の期末残高の内訳は、次のとおりです。

現金および預け金勘定	1,119,784百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	1,035,004百万円
現金および現金同等物	84,780百万円

確 認 書

私は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成27年7月1日

福岡県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長

江崎輝登 

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

○ 損益の状況

● 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利益	経 常 収 益	17,695	18,158	19,150	19,244	19,671
	経 常 利 益	5,110	5,210	6,007	6,270	6,832
	当 期 剰 余 金	4,180	3,844	4,580	5,201	5,510
残 高	出 資 金	25,093	25,093	25,093	25,093	32,382
	(出 資 口 数)	(2,509,351)	(2,509,351)	(2,509,350)	(2,509,349)	(3,238,210)
	純 資 産 額	85,393	89,955	100,889	103,626	113,640
	総 資 産 額	1,608,070	1,735,345	1,802,768	1,853,002	1,928,375
	貯 金 等 残 高	1,481,291	1,602,875	1,655,936	1,703,973	1,766,977
	預 け 金 残 高	841,106	925,836	977,114	1,051,422	1,115,847
	貸 出 金 残 高	171,537	167,072	183,194	182,680	179,514
	有 価 証 券 残 高	510,534	555,903	556,624	532,042	548,068
剰 余 金 配 当 金 額		1,861	1,972	2,064	2,127	2,486
	普 通 出 資 配 当 額	501	501	501	501	501
	後 配 出 資 配 当 額	—	—	—	—	6
	事 業 分 量 配 当 額	1,359	1,470	1,562	1,626	1,978
職 員 数	175	181	179	181	165	
単 体 自 己 資 本 比 率	24.01	23.64	24.20	24.87	22.56	

- 注) 1. 「貯金等残高」は、貯金と譲渡性貯金の合計額です。
 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。なお、平成24年度以前は旧告示(パーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。
 3. 平成26年度の「事業分量配当額」の内訳は、①特別配当金(0.1%)1,662百万円、②特別措置としての特別配当金(0.019%)316百万円です。

● 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	平成25年度	平成26年度	増 減
資 金 運 用 収 支	8,203	8,281	77
資 金 運 用 収 益	17,064	17,445	381
資 金 調 達 費 用	8,870	9,174	304
金 銭 の 信 託 運 用 見 合 費 用	10	10	0
役 務 取 引 等 収 支	154	149	△ 5
役 務 取 引 等 収 益	450	444	△ 6
役 務 取 引 等 費 用	296	295	△ 1
そ の 他 事 業 収 支	663	663	△ 0
そ の 他 事 業 収 益	788	663	△ 124
そ の 他 事 業 費 用	124	0	△ 124
事 業 粗 利 益	9,021	9,093	72
事 業 粗 利 益 率	0.52	0.51	△ 0.01

- 注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

●資金運用収支の内訳

(単位:百万円,%)

項 目	平成25年度			平成26年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,736,775	17,064	0.98	1,792,039	17,445	0.97
うち預 け 金	1,031,739	7,201	0.70	1,111,128	7,937	0.71
うち有 価 証 券	524,528	6,846	1.31	503,235	6,630	1.32
うち貸 出 金	178,500	2,999	1.68	175,660	2,863	1.63
資 金 調 達 勘 定	1,722,464	8,860	0.51	1,773,093	9,164	0.52
うち貯 金・定 積	1,679,934	8,385	0.50	1,723,686	8,676	0.50
うち譲 渡 性 貯 金	13,926	28	0.20	20,787	41	0.20
うち借 用 金	30,004	450	1.50	30,004	450	1.50
資金運用利回り	—	—	0.98	—	—	0.97
資金調達原価率	—	—	0.69	—	—	0.68
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.29	—	—	0.29

- 注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 借入金利息 + その他支払利息 (支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) ÷ 資金調達勘定平均残高 (貯金 + 譲渡性貯金 + 借入金 + その他 (貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	平成25年度				平成26年度			
	残高による増減	利率による増減	受取奨励金 および 受取特別配当金 支払奨励金	純増減	残高による増減	利率による増減	受取奨励金 および 受取特別配当金 支払奨励金	純増減
受 取 利 息	97	83	380	561	△ 295	△ 5	720	419
うち預 け 金	24	△ 66	380	339	30	△ 14	720	735
うち有 価 証 券	△ 152	266	—	113	△ 277	61	—	△ 216
うち貸 出 金	218	△ 367	—	△ 149	△ 47	△ 88	—	△ 136
支 払 利 息	△ 24	△ 4	419	391	25	1	277	304
うち貯 金・定 積	17	1	419	437	11	2	277	290
うち譲 渡 性 貯 金	△ 37	△ 4	—	△ 42	14	△ 1	—	12
うち借 用 金	—	0	—	0	—	—	—	—
差 引	121	87	△ 38	170	△ 321	△ 7	443	115

- 注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めて計上しています。
3. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
4. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
5. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

○ 貯金に関する指標

● 科目別貯金期末残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
流 動 性 貯 金	55,220 (3.2)	77,402 (4.4)	22,182
定 期 性 貯 金	1,643,953 (96.5)	1,681,272 (95.1)	37,319
うち固定自由金利定期貯金	1,643,953 (96.5)	1,681,272 (95.1)	37,319
うち変動自由金利定期貯金	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他 の 貯 金	2,386 (0.1)	2,076 (0.1)	△ 310
計	1,701,560 (99.8)	1,760,751 (99.6)	59,191
譲 渡 性 貯 金	2,413 (0.2)	6,225 (0.4)	3,812
合 計	1,703,973 (100.0)	1,766,976 (100.0)	63,003

- 注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金
 固定自由金利定期貯金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 変動自由金利定期貯金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 3. () 内は構成比です。

● 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
流 動 性 貯 金	40,857 (2.4)	40,475 (2.3)	△ 382
定 期 性 貯 金	1,638,690 (96.7)	1,682,848 (96.5)	44,158
うち固定自由金利定期貯金	1,638,690 (96.7)	1,682,848 (96.5)	44,158
うち変動自由金利定期貯金	－ (－)	－ (－)	－
そ の 他 の 貯 金	386 (0.1)	363 (0.0)	△ 24
計	1,679,934 (99.2)	1,723,686 (98.8)	43,752
譲 渡 性 貯 金	13,926 (0.8)	20,787 (1.2)	6,861
合 計	1,693,861 (100.0)	1,744,473 (100.0)	50,613

- 注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 積立定期貯金 + 定期積金
 固定自由金利定期貯金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
 変動自由金利定期貯金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
 3. () 内は構成比です。

○ 貸出金等に関する指標

● 科目別貸出金期末残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成25年度	平成26年度	増 減
手 形 貸 付	422 (0.2)	172 (0.1)	△ 250
証 書 貸 付	170,958 (93.6)	167,341 (93.2)	△ 3,617
当 座 貸 越	11,299 (6.2)	12,001 (6.7)	702
割 引 手 形	－ (－)	－ (－)	－
合 計	182,680 (100.0)	179,514 (100.0)	△ 3,166

注) () 内は構成比です。

● 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成25年度	平成26年度	増 減
手 形 貸 付	382 (0.2)	274 (0.2)	△ 108
証 書 貸 付	167,760 (94.0)	166,555 (94.8)	△ 1,205
当 座 貸 越	10,354 (5.8)	8,830 (5.0)	△ 1,524
割 引 手 形	3 (0.0)	－ (－)	△ 3
合 計	178,500 (100.0)	175,660 (100.0)	△ 2,840

注) () 内は構成比です。

● 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	92,486 (50.6)	95,666 (53.3)	3,180
変 動 金 利 貸 出	90,193 (49.4)	83,848 (46.7)	△ 6,345
合 計	182,680 (100.0)	179,514 (100.0)	△ 3,166

注) () 内は構成比です。

● 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
貯 金 等	5,884	5,552	△ 332
有 価 証 券	200	200	0
動 産	－	－	－
不 動 産	7,789	6,117	△ 1,672
そ の 他 担 保 物	6,155	6,058	△ 97
計	20,029	17,928	△ 2,101
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	31	26	△ 5
そ の 他 保 証	1,503	1,221	△ 282
計	1,534	1,247	△ 287
信 用	161,115	160,339	△ 776
合 計	182,680	179,514	△ 3,166

○貸出金等に関する指標

●債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	15	10	△ 5
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	15	10	△ 5
信 用	1,114	1,032	△ 82
合 計	1,129	1,042	△ 87

注) 上記債務保証は、受託貸付金（日本政策金融公庫、農業者年金基金）等に対するものです。

●貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
設 備 資 金	7,295 (4.0)	7,166 (4.0)	△ 129
運 転 資 金	175,385 (96.0)	172,348 (96.0)	△ 3,037
合 計	182,680 (100.0)	179,514 (100.0)	△ 3,166

注) () 内は構成比です。

●貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
農 業	617 (0.3)	409 (0.2)	△ 208
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	12,238 (6.7)	12,001 (6.7)	△ 237
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	700 (0.4)	932 (0.5)	232
電気・ガス・熱供給・水道業	677 (0.4)	958 (0.5)	281
運 輸 ・ 通 信 業	1,920 (1.1)	1,710 (1.0)	△ 210
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	12,447 (6.8)	13,586 (7.6)	1,139
金 融 ・ 保 険 業	54,942 (30.1)	50,471 (28.1)	△ 4,471
不 動 産 業	13,197 (7.2)	11,408 (6.4)	△ 1,789
サ ー ビ ス 業	30,098 (16.5)	30,166 (16.8)	68
地 方 公 共 団 体	51,568 (28.2)	54,559 (30.4)	2,991
そ の 他	4,272 (2.3)	3,309 (1.8)	△ 963
合 計	182,680 (100.0)	179,514 (100.0)	△ 3,166

注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

●主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
農 業	69	228	159
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	3	3	0
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	150	150
養 鶏 ・ 養 卵	50	60	10
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	14	14	0
農 業 関 連 団 体 等	8,837	8,553	△ 284
合 計	8,906	8,782	△ 124

注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、貸出金の業種別残高(P54)の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	8,714	8,645	△ 69
農 業 制 度 資 金	191	137	△ 54
農 業 近 代 化 資 金	191	137	△ 54
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	8,906	8,782	△ 124

注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	6,019	5,500	△ 518
そ の 他	—	—	—
合 計	6,019	5,500	△ 518

注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

○貸出金等に関する指標

●リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	26	26	△ 0
延 滞 債 権 額	1,289	1,117	△ 172
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	67	—	△ 67
合 計(A)	1,383	1,143	△ 240
総貸出金(B)	182,680	179,514	△ 3,165
貸出金に占める割合(A)/(B)	0.8%	0.6%	△ 0.2%

- 注) 1. 対象債権は、貸出金です。
 2. これらのリスク管理債権額は、担保処分等によって将来回収できるものを含んでいますので、開示額が当会の将来の損失をそのまま表すものではありません。
 3. それぞれの債権の内容は次のとおりです。

○破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

○延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

○3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。

○貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

●金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	272	1	—	270	272
危険債権	871	568	51	198	818
要管理債権	—	—	—	—	—
計	1,143	569	51	468	1,090
正常債権	179,585				
合 計	180,728				

注) 1. 対象債権は、貸出金、未取利息、仮払金、債務保証見返です。

2. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当社は同法の対象となっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

○破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

○危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

○要管理債権

3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権です。

(3か月以上延滞債権)

元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しない貸出債権です。

(貸出条件緩和債権)

経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸出債権です。

○正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および要管理債権以外のものに区分される債権です。

●元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	平成25年度					平成26年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	613	612	—	613	612	612	602	—	612	602
個別貸倒引当金	588	550	—	588	550	550	468	—	550	468
合 計	1,201	1,162	—	1,201	1,162	1,162	1,071	—	1,162	1,071

●貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額	—	—

注) 上記の償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額です。

○ 有価証券等に関する指標

● 種類別有価証券期末残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
国 債	332,134 (62.4)	359,814 (65.7)	27,680
地 方 債	34,677 (6.6)	28,530 (5.3)	△ 6,147
政 府 保 証 債	2,031 (0.4)	2,007 (0.4)	△ 24
金 融 債	37,232 (7.0)	25,102 (4.6)	△ 12,130
社 債	100,269 (18.8)	81,630 (14.8)	△ 18,639
株 式	8,595 (1.6)	10,074 (1.8)	1,479
外 国 証 券	5,035 (0.9)	5,062 (0.9)	26
受 益 証 券	12,065 (2.3)	35,846 (6.5)	23,781
合 計	532,042 (100.0)	548,068 (100.0)	16,025

注) () 内は構成比です。

● 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	平成25年度	平成26年度	増 減
国 債	320,389 (61.1)	319,427 (63.4)	△ 962
地 方 債	36,391 (6.9)	30,910 (6.1)	△ 5,480
政 府 保 証 債	1,993 (0.4)	1,996 (0.4)	2
金 融 債	45,175 (8.7)	31,353 (6.3)	△ 13,822
社 債	99,249 (18.9)	91,453 (18.2)	△ 7,796
株 式	5,464 (1.0)	5,024 (1.0)	△ 439
外 国 証 券	5,808 (1.1)	5,000 (1.0)	△ 808
受 益 証 券	10,055 (1.9)	18,068 (3.6)	8,013
合 計	524,528 (100.0)	503,235 (100.0)	△ 21,293

注) () 内は構成比です。

●商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

●有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	平成25年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	16,580	29,222	36,898	75,054	102,986	71,392	—	332,134
地 方 債	6,170	14,062	1,259	—	11,218	1,966	—	34,677
政府保証債	—	2,031	—	—	—	—	—	2,031
金 融 債	12,044	23,176	2,012	—	—	—	—	37,232
社 債	14,711	15,999	9,060	30,506	21,930	4,506	3,553	100,269
株 式	—	—	—	—	—	—	8,595	8,595
外国証券	—	996	—	2,971	1,067	—	—	5,035
受益証券	—	2,565	629	—	—	—	8,870	12,065
種 類	平成26年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	12,358	31,004	56,647	77,576	81,196	101,030	—	359,814
地 方 債	9,155	5,961	—	11,368	—	2,044	—	28,530
政府保証債	2,007	—	—	—	—	—	—	2,007
金 融 債	11,027	14,074	—	—	—	—	—	25,102
社 債	14,437	7,805	8,281	28,614	12,525	7,450	2,515	81,630
株 式	—	—	—	—	—	—	10,074	10,074
外国証券	998	—	1,939	2,123	—	—	—	5,062
受益証券	2,601	1,972	999	1,009	3,065	—	26,198	35,846

●保有有価証券の利回り

(単位:%)

種 類	平成25年度	平成26年度
国 債	1.18	1.15
地 方 債	1.39	1.38
政 府 保 証 債	1.49	1.49
金 融 債	0.79	0.62
社 債	1.45	1.35
株 式	3.55	3.90
外 国 証 券	1.19	1.14
受 益 証 券	4.77	4.55
以 上 平 均	1.31	1.32

○ 有価証券等の時価情報等

● 有価証券の時価情報

(単位:百万円)

保有区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	1,000	996	△ 3	1,000	995	△ 4
そ の 他	507,826	531,042	23,215	515,391	547,068	31,676
合 計	508,826	532,039	23,212	516,391	548,064	31,672

- 注) 1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっています。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

なお、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

平成26年度における減損処理額はありません。

減損処理にあたっては、「有価証券減損処理基準」に基づき、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

● 金銭の信託の時価情報

(単位:百万円)

保有区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2,000	2,464	464	2,000	2,510	510
合 計	2,000	2,464	464	2,000	2,510	510

- 注) 1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は、取得原価または償却原価によっています。
 3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。

● デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

○ 経営諸指標

● 業務純益

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
業 務 純 益	6,038	6,209

注) 業務純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金純繰入額

● 利益率

(単位:%)

項 目	平成25年度	平成26年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.35	0.37	0.02
純 資 産 経 常 利 益 率	7.42	7.72	0.30
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.29	0.29	0.00
純 資 産 当 期 純 利 益 率	6.16	6.23	0.07

- 注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) ÷ 純資産勘定平均残高 × 100

● 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区 分	平成25年度	平成26年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	10.72	10.16	△ 0.56
貯 貸 率 (期 中 平 均)	10.54	10.07	△ 0.47
貯 証 率 (期 末)	31.22	31.02	△ 0.20
貯 証 率 (期 中 平 均)	30.97	28.85	△ 2.12

- 注) 1. 貯金には、譲渡性貯金が含まれています。
 2. 貯貸率 (期 末) = 貸出金残高 ÷ 貯金残高 × 100
 3. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100
 4. 貯証率 (期 末) = 有価証券残高 ÷ 貯金残高 × 100
 5. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 ÷ 貯金平均残高 × 100

○ 経営諸指標

● 役務取引の状況

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	平成25年度	平成26年度
役 務 取 引 等 取 益	450	444
為 替 業 務	37	37
代 理 業 務	64	45
電 算 受 託 業 務	8	8
そ の 他	340	353
役 務 取 引 等 費 用	296	295
為 替 業 務	5	5
代 理 業 務	16	14
電 算 委 託 業 務	—	—
そ の 他	274	275

● その他事業収益の内訳

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	平成25年度	平成26年度
国 債 等 債 券 売 却 益	157	93
国 債 等 債 券 償 還 益	49	0
そ の 他 の 事 業 収 益	581	570
合 計	788	663

● 経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	平成25年度	平成26年度
人 件 費	1,505	1,428
役 員 報 酬	62	62
給 料 手 当	1,051	1,024
福 利 厚 生 費	229	226
退 職 給 付 費 用	83	38
役 員 退 職 慰 労 金	—	2
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	14	12
賞 与 引 当 金 繰 入	63	61
物 件 費	1,403	1,358
事 業 推 進 費	437	391
債 権 管 理 費	14	17
旅 費 ・ 交 通 費	52	51
業 務 費	417	444
負 担 金	253	250
施 設 費	224	200
雑 費	3	3
税 金	73	97
経 費 合 計	2,982	2,884

○ 受託業務・為替業務・証券業務等

● 受託貸付金の残高

(単位:百万円)

受託先	平成25年度	平成26年度
日本政策金融公庫	6,174	5,605
うち国民一般向け業務	154	104
うち農林水産業者向け業務	6,019	5,500
住宅金融支援機構	29,106	21,803
福祉医療機構	208	187
農業者年金基金	—	—
合計	35,489	27,597

● 内国為替の取扱実績

(単位:件、百万円)

種類	平成25年度		平成26年度	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込 (件数)	(1,553,945)	(49,146)	(1,504,951)	(48,208)
金額	819,104	583,387	811,222	574,508
代金取立 (件数)	(792)	(817)	(737)	(687)
金額	932	1,106	810	1,041
雑為替 (件数)	(9,447)	(12,672)	(9,961)	(12,878)
金額	988	15,491	1,144	15,690

● 公共債の引受額

該当する取引はありません。

● 公共債の窓口販売実績

該当する取引はありません。

● 公共債のディーリング実績

該当する取引はありません。

● 外貨建資産の残高

該当する取引はありません。

○ 自己資本の状況

● 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。パーゼルⅢの内容を踏まえた「自己資本充実計画（平成25年度～平成27年度）」に基づき、内部留保の増加に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、平成27年3月末における自己資本比率は、22.56%（前年度24.87%）となりました。

● 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、後配出資金、劣後ローン（劣後特約付借入金）により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	250億円（前年度250億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	72億円（前年度一億円）

劣後ローン

項目	内容
発行主体	福岡県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	期限付劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	300億円（前年度300億円）
弁済期限	平成36年3月28日
一定の事由が生じた場合に弁済等を可能とする特約	あり（※1）

※1. 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合）が発生・継続している場合を除き、監督当局の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により、弁済期限までの残存期間5年となった時点の利息支払期日、および以降の利息支払期日に、いつでも弁済可能

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として平成27年3月末に、回転出資金を原資とした72億円の後配出資金による増資を行いました。なお、平成26年度以降特別配当金の回転出資金への留保は行わないこととしています。

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

●単体自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	25年度	経過措置による 不算入額	26年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	77,557		87,870	
うち、出資金及び資本準備金の額	25,093		32,382	
うち、再評価積立金の額	15		15	
うち、利益剰余金の額	54,576		57,958	
うち、外部流出予定額(△)	2,127		2,486	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,994		5,469	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,994		5,469	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	36,742		30,004	
うち、回転出資金の額	6,738		-	
うち、上記以外に該当するものの額	30,004		30,004	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	119,294		123,343	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	2	0	1
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	2	0	1
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		0	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	119,294		123,342	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	461,850		529,420	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 193,690		△ 127,264	
うち無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2		1	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー(△)	193,692		127,266	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	17,642		17,238	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	479,493		546,659	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	24.87%		22.56%	

注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

○ 自己資本の状況

● 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	平成25年度			平成26年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府 および中央銀行向け	317,750	—	—	342,544	—	—
我が国の地方公共団体向け	85,453	—	—	82,303	—	—
地方公共団体金融機構向け	6,201	520	20	6,203	520	20
我が国の政府関係機関向け	25,119	2,411	96	14,887	1,388	55
地方三公社向け	11,498	687	27	8,986	574	22
金融機関および第一種 金融商品取引業者向け	1,111,144	222,166	8,886	1,155,816	231,881	9,275
法人等向け	107,996	78,695	3,147	114,478	80,580	3,223
中小企業等向けおよび個人向け	58	39	1	47	35	1
抵当権付住宅ローン	18	6	0	14	5	0
不動産取得等事業向け	2,788	2,743	109	2,300	2,284	91
三月以上延滞等	112	—	—	272	1	0
信用保証協会等による保証付 出資等	31	3	0	26	2	0
20,148	20,148	805	35,642	35,642	1,425	
他の金融機関等の対象 資本調達手段	129,128	322,820	12,912	119,246	298,116	11,924
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	358	133	5	587	224	8
証券化	2,159	1,033	41	2,322	1,145	45
経過措置によりリスク・アセット の額に算入、不算入となるもの	—	△193,690	△7,747	—	△127,264	△5,090
上記以外	13,446	4,126	165	19,464	4,261	170
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	1,833,414	461,846	18,473	1,905,146	529,401	21,176
CVAリスク相当額÷8%	—	2	0	—	14	0
中央清算機関関連エクスポージャー	72	1	0	201	4	0
信用リスクアセットの額の合計額	1,833,486	461,850	18,474	1,905,348	529,420	21,176
オペレーショナル・リスクに対 する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	17,642	705	17,238	689		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	479,493	19,179	546,659	21,866		

- 注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >
- (粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

- 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当会では信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク管理の方針および手続を定めて適切に管理しています。

信用リスク量のモニタリングについては、リスク管理部が計測し、月例開催のリスク関連打合せにおいて、信用ポートフォリオの実態把握・リスク構造の分析等にかかる検討を行い、四半期毎にリスクマネジメント委員会・理事会にも報告する態勢をとっています。

与信審査については、フロントセクションから独立した審査管理部により、個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。ただし、その合計額が税法基準で容認される額を下回る場合は、税法基準で算出した金額を計上しています。（平成26年度は、税法基準による容認額を採用）

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。また、破綻懸念先に対する債権のうち元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関する事項

●信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	平成25年度					平成26年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	1,826,322	184,433	486,635	-	112	1,898,022	180,092	476,449	-	272
国外	5,005	-	5,005	-	-	5,003	-	5,003	-	-
地域別残高計	1,831,327	184,433	491,640	-	112	1,903,025	180,092	481,452	-	272
法人	農業	572	572	-	-	365	365	-	-	0
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	24,196	12,265	8,834	-	-	23,824	12,042	8,833	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	23,518	13,164	10,125	-	89	20,500	11,636	8,622	230
	電気・ガス・熱供給・水道業	5,438	673	3,936	-	-	5,715	955	3,930	-
	運輸・通信業	31,592	1,920	27,292	-	-	27,483	1,710	23,550	-
	金融・保険業	1,265,977	56,729	83,795	-	-	1,300,341	50,073	58,591	-
	卸売・小売・飲食サービス業	48,518	41,639	6,111	-	22	51,288	42,751	7,718	22
	日本国政府地方公共団体	405,285	53,740	351,545	-	-	426,351	56,145	370,206	-
上記以外	14,095	534	-	-	-	36,707	976	-	-	
個人	3,153	3,153	-	-	-	2,726	2,726	-	-	18
その他	8,977	42	-	-	-	7,720	709	-	-	-
業種別残高計	1,831,327	184,433	491,640	-	112	1,903,025	180,092	481,452	-	272
1年以下	1,122,593	19,278	49,279	-	-	1,175,428	23,554	49,779	-	-
1年超3年以下	108,259	21,900	83,824	-	-	107,501	28,826	57,628	-	-
3年超5年以下	83,481	35,681	47,158	-	-	84,046	19,090	63,944	-	-
5年超7年以下	117,766	14,115	103,651	-	-	144,710	29,703	114,007	-	-
7年超10年以下	214,187	81,824	132,363	-	-	160,008	68,156	88,773	-	-
10年超	79,091	5,235	73,856	-	-	108,936	4,119	104,817	-	-
期限の定めのないもの	105,946	6,398	1,507	-	-	122,393	6,640	2,501	-	-
残存期間別残高計	1,831,327	184,433	491,640	-	-	1,903,025	180,092	481,452	-	-

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことをいいます。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

●貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(1) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	613	612	—	613	612	612	602	—	612	602
個別貸倒引当金	588	550	—	588	550	550	468	—	550	468

(2) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

		平成25年度					平成26年度						
		個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却		
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額			期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他	目的使用	その他	目的使用	その他								
法人	農業	—	0	—	—	0	—	0	0	—	0	0	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	0	28	—	0	28	—	28	34	—	28	34	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	287	259	—	287	259	—	259	230	—	259	230	—
	電気・ガス 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食 サービス業	55	41	—	55	41	—	41	54	—	41	54	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	245	220	—	245	220	—	220	148	—	220	148	—	
合計	588	550	—	588	550	—	550	468	—	550	468	—	

- 注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

●信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		平成25年度			平成26年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	422,877	422,877	—	448,567	448,567
	2%	—	70	70	—	197	197
	4%	—	1	1	—	4	4
	10%	—	29,353	29,353	—	19,116	19,116
	20%	4,612	1,114,571	1,119,184	6,943	1,157,791	1,164,734
	35%	—	18	18	—	14	14
	50%	50,447	82	50,529	56,243	271	56,515
	75%	—	58	58	—	47	47
	100%	13,588	195,644	209,233	14,708	95,912	110,620
	150%	—	—	—	—	103,207	103,207
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	68,649	1,762,680	1,831,329	77,895	1,825,132	1,903,027	

- 注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は不動産です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	997	—	—	999	—
我が国の政府関係機関向け	—	999	—	—	1,000	—
地方三公社向け	—	8,062	—	—	6,113	—
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—	—	—
中小企業等向けおよび個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算期間関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	—	10,060	—	—	8,114	—

- 注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

○ 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当社は顧客相手の派生商品取引は実施していません。

当社の保有分については、有価証券の受益証券に含まれているものであり、受益証券としてリスク管理を行っています。

● 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成25年度

(単位:百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	9	—	—	—	9
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	42	—	—	—	42
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	51	—	—	—	51
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—	—	—	—	—
合 計	—	51	—	—	—	51

平成26年度

(単位:百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	48	—	—	—	48
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	87	—	—	—	87
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	135	—	—	—	135
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—	—	—	—	—
合 計	—	135	—	—	—	135

- 注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

● 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

● 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャーの取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

当会は、証券化取引においては証券化案件を購入する投資家の役割であり、他の役割（オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者等）を担うことはありません。

証券化エクスポージャーの取得、管理については、「証券化案件にかかる管理要領」において、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理等の取扱いについて整備し、リスクを確実に認識し、評価・計測し、市場動向、裏付資産の内容、構造上の特性、格付情報等のリスク特性についてリスクマネジメント委員会等へ報告するための態勢を構築しています。

また、「余裕金運用商品の取得基準」において、格付および残存期間別に取得限度を定めて、取得基準に該当しない場合や過大なリスクテイクやリスクの偏り等の問題が生じた場合の取扱いについて整備しています。

なお、証券化案件は、①裏付資産が生み出すキャッシュ・フローにかかるリスクと②オリジネーターやサービサー等にかかるリスクがあります。

具体的には、当会が保有する証券化案件の裏付資産は、リース料債権であり、オリジネーターであるリース会社およびリース債務者である企業の信用力の低下やリース債務者の業種・規模等の集中がリスクとなります。

●体制の整備およびその運用状況の概要

体制の整備およびその運用状況の概要は以下のとおりです。

証券化案件の取得については、資金証券部および融資営業部（フロント部署）が投資案件にかかる商品性および裏付資産におけるリスクの分析、情報の取得状況の確認等の一次審査を行い、デューデリジェンス資料を作成し、審査管理部（審査担当部署）がリスクバッファの厚みや余裕度の確認および評価等を行い、投資案件にかかる取得可否を審査し、リスク管理部（とりまとめ報告部署）がリスクマネジメント委員会等へ報告する態勢をとっています。

また、期中管理も同様にモニタリング資料により妥当性を検証し、定期的に会議体へ報告する態勢をとっています。

●信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当会は信用リスク削減手法として証券化取引を用いていません。

●信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

●当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

当会は証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引を行っていません。

●当会が行った証券化取引にかかる証券化エクスポージャーを保有している子会社等および関連法人等

該当する子会社等および関連法人等はありません。

●証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

取得基準については、格付と年限に基づき取得限度額を定めています。

また、評価基準および評価方法については、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- ・ 売買目的の有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

●内部評価方式の概要

当会では内部格付手法を採用していないため該当しません。

●当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

当会では該当する取引はありません。

○証券化エクスポージャーに関する事項

●当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		平成25年度		平成26年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン バラ ンス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	2,159	—	2,322	—
	合計	2,159	—	2,322	—
オフ バラ ンス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

平成25年度

(単位:百万円)

		証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バラ ンス	リスク・ウェイト20%	155	1	オン バラ ンス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	2,004	40		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	2,159	41		合計	—	—
オフ バラ ンス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフ バラ ンス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

平成26年度

(単位:百万円)

		証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バラ ンス	リスク・ウェイト20%	51	0	オン バラ ンス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	2,270	45		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	2,322	45		合計	—	—
オフ バラ ンス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフ バラ ンス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合計	—	—		合計	—	—

注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

2. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

(3) 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額 (単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	—	—
合計	—	—

注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。

2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産の把握が困難な額を含んでいます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

○オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○「リスク管理の基本方針」

当会において管理を要するリスクとして、業務遂行に伴って受動的に発生するリスクを「オペレーショナル・リスク」として定義。特に、リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクとして、「事務リスク」、「法務リスク」、「システムリスク」等を定義し、それぞれのリスクの管理・モニタリングを行う部署を明確化しています。

○「統合的リスク管理規程、同要領」における事務リスク管理

所管部署で各事務処理を行っていく上で必要となる事務手続・マニュアル等を整備することとしています。また、そのリスク内容や程度が多岐にわたることを考慮し、発生の都度分析・評価を行うこととしています。

○「統合的リスク管理規程、同要領」におけるシステムリスク管理

当会の情報資産を適切に保護するため、「セキュリティポリシー」を定めています。また、災害等によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

○ 出資等エクスポージャーに関する事項

● 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

○ 株式について

「余裕金運用規程」において、株式に運用する余裕金の総額は直近6か月間における貯金および定期積金の合計額の平均残高のおおむね100分の3以内とするとしており、詳細については、「余裕金運用商品の取得基準」において、株式の取得基準を1銘柄あたりの取得限度として定めています。

○ 出資について

出資については、系統あるいはJ Aグループ関連の法人や団体に対して行っています。一般の事業会社への出資については、農協法上の禁止規定はないものの、定款において「会の事業を行うため必要がある場合に認める」としており、総会の議決事項として非常に重い判断として位置付けています。現在、系統あるいはJ Aグループ関連の法人や団体以外の一般の事業法人への出資はありません。

● 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	8,595	8,595	10,074	10,074
非上場	74,763	74,763	74,763	74,763
合計	83,358	83,358	84,837	84,837

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

● 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位:百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	306	72	-	503	-	-
非上場	-	-	-	-	-	-
合計	306	72	-	503	-	-

● 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	3,296	8	5,074	-
非上場	-	-	-	-
合計	3,296	8	5,074	-

● 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

○金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、以下の内容により金利リスクを管理しています。

○統合的リスク管理要領

・定義

市場（金利）リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債の価値が変動するリスクを意味します。

・基本的な考え方

市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保をめざします。

・管理態勢

リスクマネジメントの実効性を担保するため、市場取引業務の遂行にあたって、取引の執行およびモニタリングはそれぞれ独立した部署が担当しています。金利リスクのモニタリングについては、リスク管理部が主管部署となり、計測結果等についてはリスクマネジメント委員会・理事会に報告を行っています。

・管理手法

<考え方>

リスク管理部が計測するポジション量、VaR等のリスク指標、アセットクラス間の相関データ等をもとに、市場ポートフォリオの状況を確認し、マクロ経済分析、市場分析等をベースとした経済・金融見通し、収支レベル、含み損益、自己資本比率等シミュレーションを含めた財務の状況等を総合的に勘案し、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスをコントロールします。

<資金収支>

企画管理部が運用・調達にかかる内外金利（感応度）ギャップをベースにポートフォリオ全体の資金収支レベル、および金利変動等による変化の把握を行います。

<チェックポイントシステムでの運用>

時価の取得およびVaRの計測が週次で可能なものを対象資産とし、週次で市場ポートフォリオのリスク量と経済体力の一部を構成する市場ポートフォリオの評価益とを比較し、市場環境急変時、評価損益悪化時に対応協議を行います。

●金利ショック計測方法の概要

当会では、保有期間1年・観測期間5年で計測される金利変動の99パーセンタイル値の金利ショックによる金利リスク量を算出しています。要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金（当座貯金、普通貯金）のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最少の額を0～5年の期間（平均残存期間2.5年）に均等に振り分けてリスク量を算出しています。

金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺しています。

金利リスク量＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

●内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 8,260	△ 8,203

役員等の報酬体系

● 役員

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

経営管理委員（非常勤）および監事（非常勤）に対する報酬等の種類は、基本報酬の1種類で、理事（常勤）および監事（常勤）に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類です。また、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	62	14

注) 1. 対象役員は、経営管理委員9名、理事6名、監事10名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額(12,644,792円)と支給額のうち当年度の負担に属する金額(2,098,583円))によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

・役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の正会員から選出された委員6人および学識経験者委員3人の9人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

・役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金算定基準に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

● 職員等

○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、平成26年度に当会の常勤役員に支払った報酬等の平均額としています。

● その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

農業協同組合法施行規則第 204 条関連

1	概況及び組織に関する事項	
	(1) 業務の運営の組織	29 ページ
	(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	28 ページ
	(3) 事務所の名称及び所在地	29 ページ
	(4) 特定信用事業代理業者に関する事項	29 ページ
2	主要な業務の内容	22～25 ページ
3	主要な業務に関する事項	
	(1) 直近の事業年度における事業の概況	3～4 ページ
	(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	
	a 経常収益	50 ページ
	b 経常利益又は経常損失	50 ページ
	c 当期剰余金又は当期損失金	50 ページ
	d 出資金及び出資口数	50 ページ
	e 純資産額	50 ページ
	f 総資産額	50 ページ
	g 貯金等残高	50 ページ
	h 貸出金残高	50 ページ
	i 有価証券残高	50 ページ
	j 単体自己資本比率	50 ページ
	k 剰余金の配当の金額	50 ページ
	l 職員数	50 ページ
	(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
	a 主要な業務の状況を示す指標	50～51 ページ
	b 貯金に関する指標	52 ページ
	c 貸出金等に関する指標	53～57 ページ
	d 有価証券に関する指標	58～59 ページ
4	業務の運営に関する事項	
	(1) リスク管理の体制	10～12 ページ
	(2) 法令遵守の体制	5～9 ページ
	(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	15～21 ページ
	(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	6 ページ
5	直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	34～48 ページ
	(2) 貸出金にかかる額及びその合計額	
	a 破綻先債権に該当する貸出金	56 ページ
	b 延滞債権に該当する貸出金	56 ページ
	c 3 カ月以上延滞債権に該当する貸出金	56 ページ
	d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	56 ページ
	(3) 元本補填契約のある信託に係る貸出金に係る事項	57 ページ
	(4) 自己資本の充実の状況	64～66 ページ
	(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
	a 有価証券	60 ページ
	b 金銭の信託	60 ページ
	c デリバティブ取引	60 ページ
	d 金融等デリバティブ取引	60 ページ
	e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	60 ページ
	(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	69 ページ
	(7) 貸出金償却の額	69 ページ
	役員等の報酬体系	79 ページ

索引